

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
荷電粒子シミュレーション装置のうち解析装置のアップグレード及び荷電粒子シミュレーションプログラムの保守更新 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和7年8月4日	株式会社エーイー ティー 神奈川県川崎市麻生区 栗木2丁目7番6号	9020001065057	本件の履行にあたっては、荷電粒子シミュレーション装置のうち解析装置に関する知識及び技術及び荷電粒子シミュレーション装置のシミュレーションプログラムに関する知識及び技術を有することが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項)	5,452,920	5,452,920	100.00%					
ナノスパーク光源 2台	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和7年8月6日	株式会社ノビテック 東京都渋谷区恵比寿1 丁目18番18号	8011001039795	本件の履行にあたっては、本件を履行できる能力を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項)	6,864,000	6,864,000	100.00%					
コントローラの修理、校正及び電波検査作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和7年8月7日	株式会社ノビテック 東京都渋谷区恵比寿1 丁目18番18号	8011001039795	本件の履行にあたっては、コントローラに関する知識及び技術を有することが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項)	8,010,200	7,887,000	98.46%					
コンデンサバンクの原状復帰 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和7年8月18日	ニチコン株式会社 京都府京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町 551番地	2130001022029	本件の履行にあたっては、コンデンサバンクの設計及び取り扱いに関する知識並びに技術を有していることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法29条の3第4項)	50,798,000	50,765,000	99.94%					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
多目的監視レーダの性能確認試験（4次試験）のための弾着観測作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和7年8月20日	株式会社ナックイメー ジテクノロジー 東京都港区北青山二丁目11番3号	8010401082240	本件の履行にあたっては、シネセオドライド（ナックイメージテクノロジー製）の構造、機能、性能及び取扱いに関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 （会計法29条の3第4項）	8,840,700	8,746,100	98.93%					
爆薬式プラズマ発生器に関するデータ取得等作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和7年8月25日	ダイキン工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス	8120001059660	本件の履行にあたっては爆発によるライナー変形過程の数値シミュレーション及び計測に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 （会計法29条の3第4項）	22,944,900	22,933,900	99.95%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。